令 和 4 年 4 月

第 2 回 （ 臨 時 会 ）

香 芝 市 議 会 議 案

香　芝　市

目　　次

承 第 ２ 号	香芝市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について----------１頁
議第２８号	香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて----------５頁
議第２９号	香芝市都市公園条例の一部を改正することについて----------７頁
議第３０号	香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて------１０頁
議第３１号	香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて----------１２頁

承第２号

香芝市税条例の一部を改正する条例の専決処分の
報告及び承認について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、香芝市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、その承認を求める。

令和４年４月１３日報告

香芝市長　福　岡　憲　宏

専　決　処　分　書

香芝市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年３月３１日

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市税条例の一部を改正する条例

香芝市税条例（昭和３２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第４８条第９項中「第３２１条の８第６０項」を「第３２１条の８第６２項」に、「同条第６０項」を「同条第６２項」に改め、同条第１５項中「第３２１条の８第６９項」を「第３２１条の８第７１項」に改める。

附則第８条の２第２項中「４分の３」を「５分の４」に改め、同条第３項中「附則第１５条第１６項」を「附則第１５条第１５項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２７項第１号イ」を「附則第１５条第２６項第１号イ」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２７項第１号ロ」を「附則第１５条第２６項第１号ロ」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２７項第１号ハ」を「附則第１５条第２６項第１号ハ」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２７項第１号ニ」を「附則第１５条第２６項第１号ニ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２７項第２号イ」を「附則第１５条第２６項第２号イ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２７項第２号ロ」を「附則第１５条第２６項第２号ロ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２７項第２号ハ」を「附則第１５条第２６項第２号ハ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２７項第３号イ」を「附則第１５条第２６項第３号イ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２７項第３号ロ」を「附則第１５条第２６項第３号ロ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２７項第３号ハ」を「附則第１５条第２６項第３号ハ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第３０項」を「附則第１５条第２９項」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第３９項」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第４６項」を「附則第１５条第４３項」に改め、同条中第２０項を第２１項とし、第１９項を第２０項とし、第１８項の次に次の１項を加える。

１９　法附則第１５条第４４項に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。

附則第８条の３第９項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第１１項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第１０条第１項中「１００分の５」の次に「（商業地等に係る令和４年

度分の固定資産税にあっては、１００分の２．５）」を加える。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の香芝市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和４年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和３年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議第２８号

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和４年４月１３日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第２の７級の項中	「４　課長、所長、室長又は館長の職務 ５　選挙管理委員会事務局長の職務 ６　監査委員事務局長の職務 ７　農業委員会事務局長の職務 ８　指導主事の職務 ９　保育所所長の職務 10　幼稚園園長の職務 11　認定こども園園長の職務　」	を	「４　参 ５　課 ６　選 ７　監 ８　農 ９　指 10　保 11　幼 12　認

与の職務
長、所長、室長又は館長の職務
挙管理委員会事務局長の職務
査委員事務局長の職務
業委員会事務局長の職務　　に改める。
導主事の職務
育所所長の職務
稚園園長の職務
定こども園園長の職務　　」

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第２９号

香芝市都市公園条例の一部を改正することについて

香芝市都市公園条例の一部を次のとおり改正する。

令和４年４月１３日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市都市公園条例の一部を改正する条例

香芝市都市公園条例（昭和５２年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第１観正山近隣公園の項を削る。

「

香芝ラウ
香芝グラ

別表第３の１の（１）中「及び香芝市観正山グラウンド」を削り、

区分	8:00～10:00	10:00～12:00	12:00～14:00	14:00～16:00	16:00～18:00	18:00～21:00
市高塚グンド	円 600	円 600	円 600	円 600	円 600	円 900
市観正山ウンド	500	500	500	500	500	―

「

区分	8:00～10:00	10:00～12:00	12:00～14:00	14:00～16:00	16:00～18:00	18:00～21:00
	600円	600円	600円	600円	600円	900円

を

に改める。

」

――――――」

附　則

この条例は、令和４年１０月１日から施行する。

議第３０号

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和４年４月１３日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

（香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第１条　香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成２０年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項ただし書中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

（香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第２条　香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和３２年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第５条ただし書中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　令和４年６月の期末手当の支給についての第１条の規定による改正後の香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第４条第２項の規定の適用については、同条ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「と、香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和４年条例第　号）附則第２項第１号イ中「１２７．５分の１５」とあるのは「１６７．５分の１０」とする」とする。

３　令和４年６月の期末手当の支給についての第２条の規定による改正後の香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第５条の規定の適用については、同条ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「と、香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和４年条例第　号）附則第２項第１号イ中「１２７．５分の１５」とあるのは「１６７．５分の１０」とする」とする。

（規則への委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第３１号

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
ことについて

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正する。

令和４年４月１３日提出

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に改め、同条第３項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の７２．５」を「１００分の６７．５」に改める。

（香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第２条　香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１７年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第９条中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の１６７．５」を「１００分の１６２．５」に改める。

（香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第３条　香芝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の６３．７５」を「１００分の６０」に改める。

第２５条中「１００分の１２７．５」を「１００分の１２０」に、「１００分の６３．７５」を「１００分の６０」に、「１００分の３８．２５」を「１００分の３６」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　令和４年６月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の香芝市の一般職の職員の給与に関する条例第１５条第２項（同条第３項又は第２条の規定による改正後の香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第９条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第１５条第４項から第６項まで若しくは第１８条第２項、第３項若しくは第６項、公益的法人等への香芝市職員の派遣等に関する条例（平成１４年条例第２号）第４条若しくは第８条又は香芝市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）第７条第１項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前１月以内に

退職した者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　ロに掲げる職員以外の職員　１２７．５分の１５

ロ　香芝市の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第６条第１項に規定する特定任期付職員　１６７．５分の１０

(2) 再任用職員　７２．５分の１０

（規則への委任）

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。